

(10) 勤続期間

① 勤続期間の計算

一般職

(イ) 就職した日の属する月から（退職組合加入年月日）退職した日の属する月までとする。

(ロ) 職員としての在職期間には、他の地方公務員等として通算された在職期間も含む。

特別職

特別職に任用された日の属する月から退職した日の属する月までの月数（4月限度（任期が3年の場合は36月））とする。ただし、当該職員が、前の職を退職した日の属する月に再び特別職に任用されたときは、再び特別職に任用された日の属する月の翌月から起算する。

② 休職、停職等期間の取扱い

職員としての在職期間中に休職、停職等期間がある場合は、下記のとおりとなる。

休職、停職等期間	関係条文	除算割合
職員団体専従期間	地方公務員法第55条の2第1項ただし書き	期間の1／1
休職及び停職	地方公務員法第27～29条	期間の1／2
育児休業	地方公務員の育児休業等に関する法律第2条	期間の1／2 (当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については1／3)
育児短時間勤務 (育児休業)	地方公務員の育児休業等に関する法律第10条	期間の1／3 選択できる勤務形態 ・1日当たり3時間55分(週19時間35分) ・1日当たり4時間55分(週24時間35分) ・週3日(週23時間15分) ・週2日半(週19時間25分) 等
自己啓発等休業	地方公務員法第26条の5	期間の1／1 (当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められる場合は期間の1／2)
高齢者部分休業	地方公務員法第26条の3	期間の1／2 (期間の換算は、232.5時間をもって1月とし、1月末満の端数が生じたときは切り上げる。)
配偶者同行休業	地方公務員法第26条の6	期間の1／1

※ 高齢者部分休業以外の期間の除算計算は、現実に職務に従事しなかった期間のある月が1以上あるときとする。

③ 一般職の1年未満の端月数

(イ) 在職期間が1年未満の場合

条例第3条(傷病又は死亡による退職を除く。)の規定により退職し在職期間が6月以上1年未満の場合、または条例第3条(傷病又は死亡による退職に限る。)、条例第4条及び第5条第1項の規定により退職し在職期間が1年未満の場合は1年とする。

(ロ) 在職期間が1年以上の場合

在職期間に1年未満の端月数がある場合はすべて切捨てる。

④ 勤続期間の通算

(イ) 退職の日、又はその翌日再び常勤職員として就職した場合には、在職期間が通算されるので、退職手当は支給しない。

(ロ) 加入要件を満たし、職員とみなされたフルタイム会計年度任用職員が退職の日、又はその翌日再び他の組合構成市町村のフルタイム会計年度任用職員として就職した場合には、在職期間が通算されるので退職手当は支給しない。

(ハ) 一般職から特別職となった場合、又は特別職から一般職となった場合には、在職期間は通算されない。(職員以外の地方公務員等の職員が任命権者の要請(復帰前提)に応じ引き続いて特別職の職員となり在職した後引き続いて職員以外の地方公務員等となる場合には、在職期間を通算する。)

(ニ) 特別職が再選又は再任された場合でも、在職期間は通算しない。(任期毎の支給)

(ホ) 会計年度任用職員から引き続いて常勤職員となった場合には、在職期間は通算する。

(ヘ) 常勤職員から会計年度任用職員となった場合には、在職期間は通算しない。

(ト) 一般地方独立行政法人等(弘前大学等)の職員が任命権者の要請(復帰前提)で転入した場合並びに国立大学法人等の職員が組合構成市町村の求めにより職員になったもののうち組合長が特に必要と認めた者の場合には、在職期間を通算する。

⑤ 転入、転出、退職派遣(条例施行規則第4条、5条)

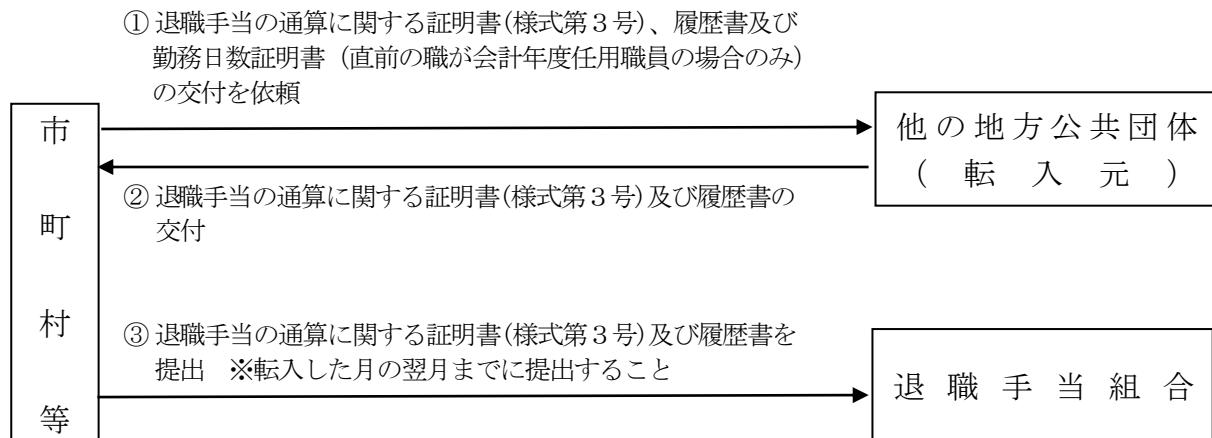
(イ) 組合構成市町村以外の公務員等の職員が退職した日又は翌日付で組合構成市町村の常勤職員となったときは、退職手当は支給されず、在職期間が通算される。(51頁参照)

(ロ) 職員が退職の日又は翌日付で通算規定のある他の地方公共団体等の常勤職員となったときは、退職手当は支給されず、在職期間が通算される。(51頁参照)

通算の手続きの流れ

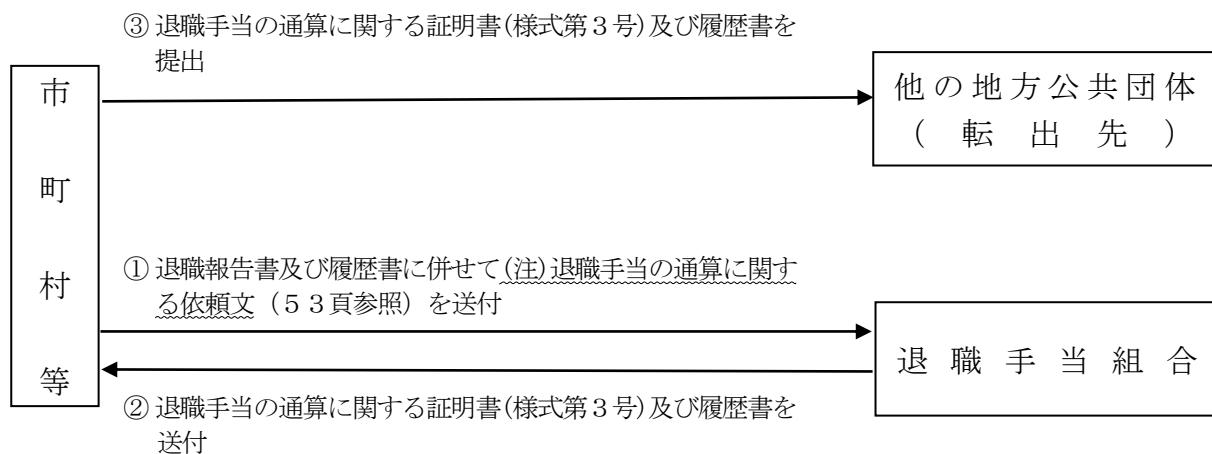
転入の場合

※ 青森県教育委員会・構成団体内からの転入及び医師の復帰前提での転入の場合は通算の手続きは不要。



転出の場合

※ 青森県庁・青森県立（中央病院、つくしが丘病院、さわらび療育福祉センター、はまなす医療療育センター、あすなろ療育福祉センター）・青森県教育委員会・構成団体内への転出の場合は通算の手続きは不要。



退職手当の通算に関する依頼文の注意事項

- 依頼文には転出者の①組合員番号②職・氏名③再就職先所属所名④就職年月日を必ず記載すること。
- 事前に転出先の地方公共団体から退職手当の通算に関する依頼及び証明書様式の指定がある場合は、退職手当組合へ送付する依頼文に併せて、それらの写しを添付すること。（様式の指定がなければ組合様式第3号により証明します。）

青森市民病院からの転入の場合

様式第3号（第4条、第5条関係）

退職手当の通算に関する証明書（記載例）

退職当時の所属所名	青森市民病院	職名	医師
氏名	青森太郎	(昭和55年 5月25日生)	
在職期間	令和5年 4月 1日～令和7年 3月31日		
通算した他団体における在職期間	令和2年 4月 1日～令和4年 3月31日 (所属所名 八戸市立市民病院)		
	令和4年 4月 1日～令和5年 3月31日 (所属所名 青森県立中央病院)		
	年 月 日～年 月 日 (所属所名)	合計	5年 0月
再就職先所属所名	平内町		
同上就職年月日	令和7年 4月 1日		
根拠法令等及び適用条項	青森市職員の退職手当に関する条例第23条		
備考			

上記のとおり退職手当を支給していないことを証明する。

令和7年4月10日

退職年月日以降の日付での
証明が必要

証明者職氏名

青森市民病院管理者

○ ○ ○ ○

公印

注 履歴書添付のこと。

見　本

○○○発第○○号
令和○年○月○日

青森県市町村職員退職手当組合
組合長 ○○○○様

○○○○○
○○○○○

退職手当の通算に関する証明書について（依頼）

下記のとおり職員が再就職しましたので、青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例第19条の規定により退職手当の支給を受けないことを証明願います。

記

- 1 組合員番号 0-12345
2 職・氏名 内科医長・○○○○
3 再就職先所属所名 八戸市立市民病院
4 就職年月日 令和7年10月1日

転出者が複数いる場合

組合員番号	職名	氏名	再就職先所属所名	就職年月日
0-12345	内科医長	○○○○	八戸市立市民病院	令和7年10月1日

(11) 予告を受けない退職者の退職手当（条例第9条）

一般の退職手当には解雇予告手当又は雇止手当が含まれるので、改めて支給する必要はない。ただし、解雇予告手当又は雇止手当は、解雇と同時に支払わなければならないので、組合から支給されるまでの間は市町村の立替払いとなる。（支給が必要な場合は事前に組合にご連絡ください。）

(12) 失業者の退職手当（条例第10条）

(イ) 勤続期間12月以上（65歳以上の職員は6月以上）で退職し、かつ、退職日の翌日から原則1年の期間内に一定期間失業している場合で、支給された退職手当の額が雇用保険法の規定に基づく給付に満たないときは、その差額を雇用保険法の条件に従い支給する。

(ロ) 勤続期間12月以上（65歳以上の職員は6月以上）で懲戒免職等により退職した場合は、退職手当は支給されないので上記(イ)に該当する。ただし、1月以上3月以内の期間内で給付制限が加えられる。

(ハ) 所属市町村長は退職した者が、上記(イ)及び(ロ)に該当する場合は、退職票を退職後速やかにその者に交付しなければならない。（施行規則第16条）

※ 他への就職が決定している等、失業の状態が明らかに予想されない場合又は、退職後明らかに再就職の意思がない場合には、退職者から請求がない限り退職票を交付しなくてもよい。ただし、交付しない場合であっても、請求に基づき退職票の交付を受けられることを伝える必要がある。

基本手當に相当する 退職手當の總額(上限)		給付日數		
		× (所定給付日數)	- 待期日數	
退職後失業している場合に、失業中の生活を保障するため失業している日について支給される一般的な失業給付	賃金日額（退職月前6ヶ月の給与の平均日額）を基に56頁の計算式により算定した額	雇用保険法において定められている基本手當に相当する退職手當の支給を受けることができる日数	退職時に支給された退職手當の額を基本手當日額で除して得た日数（基本手當に相当する退職手當の先渡し分）	

所 定 給 付 日 数

年 齢	勤続期間	1 年 未 滿	1 年 以 上 10 年 未 滿	10 年 以 上 20 年 未 滿	20 年 以 上
		90日	120日	150日	
障 害 職 者 困 等 難 の 者	45歳未満	150日		300日	
	45歳以上 65歳未満	150日		360日	

高年齢求職者給付金（65歳以上で退職した者）

勤 続 期 間	1 年 未 滿	1 年 以 上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

失業者の退職手当計算例

勤続期間	年齢	給与総額(前6ヶ月分)	退職手当	退職事由
3年5月	26歳	1,324,675円	296,800円	自己都合

賃金日額 = 1,324,675円 (前6ヶ月分の給与総額) $\times 1/180 = 7,359$ 円 (1円未満切捨て)

基本手当日額 = $0.8 \times 7,359 - 0.3 \{ (7,359 - 5,340) / (13,140 - 5,340) \} 7,359$
= 5,887.2 - 571.4546…
= 5,315円 (1円未満切捨て)

待期日数 = $296,800$ 円 (退職手当) $\div 5,315$ 円 (基本手当日額)
= 55日 (1日未満切捨て)

所定給付日数 = 90日 (勤続期間1年以上10年未満)

給付日数 = 90日 (所定給付日数) - 55日 (待期日数) = 35日

失業者の退職手当該当の目安について (所定給付日数90日の場合)

上記の給付日数の計算のように所定給付日数が90日の場合、待期日数が90日未満であれば失業者の退職手当の該当となる。待期日数を求める式は 90日(待期日数) = 退職手当 ÷ 基本手当日額 であるため、目安となる退職手当額を計算するには 退職手当 = 90日(待期日数) × 基本手当日額 となる。この式に基本手当日額の下限額と上限額を当てはめることで退職票交付の要否の目安となる退職手当額を求めることができる。

○ 30歳未満で退職した場合 (次頁表4参照)

① 基本手当日額の下限額 = $0.8 \times 3,014$ 円 (最低賃金の日額) = 2,411円

目安となる退職手当額 = 90日 (待期日数) $\times 2,411$ 円 (基本手当日額の下限額) = 216,990円

→ 基本手当日額を下限額2,411円と仮定しても退職手当額が216,990円未満であれば待期日数が90日未満となるため、失業者の退職手当の該当となる。

つまり、30歳未満の退職者の退職手当額が216,990円未満だった場合は退職票を交付する必要がある。

② 基本手当日額の上限額 = 7,255円

目安となる退職手当額 = 90日 (待期日数) $\times 7,255$ 円 (基本手当日額の上限額) = 652,950円

→ 基本手当日額を上限額7,255円と仮定しても退職手当額が652,950円以上であれば待期日数が90日以上となるため、失業者の退職手当の該当とならない。

つまり、30歳未満の退職者の退職手当額が652,950円以上だった場合は退職票を交付する必要はない。

※ ただし、216,990円以上652,950円未満の場合は、失業者の退職手当の該当になるかどうかは基本手当日額によるため退職月前6月の給与総額等の計算が必要となる。

$$\text{基本手当額} = \text{賃金日額} \times \text{賃金日額に応じた給付率 (45\% \sim 80\%)}$$

基本手当額の計算式及び金額 (令和7年8月1日～令和8年7月31日)

※ 毎年8月1日に変更あり(雇用保険法第16条)

1. 退職日において30歳以上45歳未満

賃金日額 (W)	計算式及び金額
3,014円以上 5,340円未満	0.8W
5,340円以上 13,140円以下	$0.8W - 0.3 \{(W - 5,340) / (13,140 - 5,340)\} W$
13,140円超 16,110円以下	0.5W
16,110円超	8,055円

2. 退職日において45歳以上60歳未満

賃金日額 (W)	計算式及び金額
3,014円以上 5,340円未満	0.8W
5,340円以上 13,140円以下	$0.8W - 0.3 \{(W - 5,340) / (13,140 - 5,340)\} W$
13,140円超 17,740円以下	0.5W
17,740円超	8,870円

3. 退職日において60歳以上65歳未満

賃金日額 (W)	計算式及び金額
3,014円以上 5,340円未満	0.8W
5,340円以上 11,800円以下	$\begin{cases} 0.8W - 0.35 \{(W - 5,340) / (11,800 - 5,340)\} W \\ 0.05W + (11,800 \times 0.4) \end{cases}$ のいずれか低い方の額
11,800円超 16,940円以下	0.45W
16,940円超	7,623円

4. 退職日において30歳未満 (65歳以上の高年齢求職者給付金受給者にも適用)

賃金日額 (W)	計算式及び金額
3,014円以上 5,340円未満	0.8W
5,340円以上 13,140円以下	$0.8W - 0.3 \{(W - 5,340) / (13,140 - 5,340)\} W$
13,140円超 14,510円以下	0.5W
14,510円超	7,255円

※ 端数処理については、1円未満を切捨てる。

失業者の退職手当該当の目安となる退職手当額 (所定給付日数90日の場合)

(令和7年8月1日～令和8年7月31日)

- ・全年齢共通で退職手当額が216,990円未満の場合は失業者の退職手当に該当する。(退職票の交付が必要)
- ・失業者の退職手当に該当しない場合

年齢	30歳以上45歳未満	45歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	30歳未満
退職手当額	724,950円以上	798,300円以上	686,070円以上	652,950円以上

様式第10号（第16条関係）（表面）

青森県市町村職員退職票（記載例）

様式第10号(別紙)(記載例)

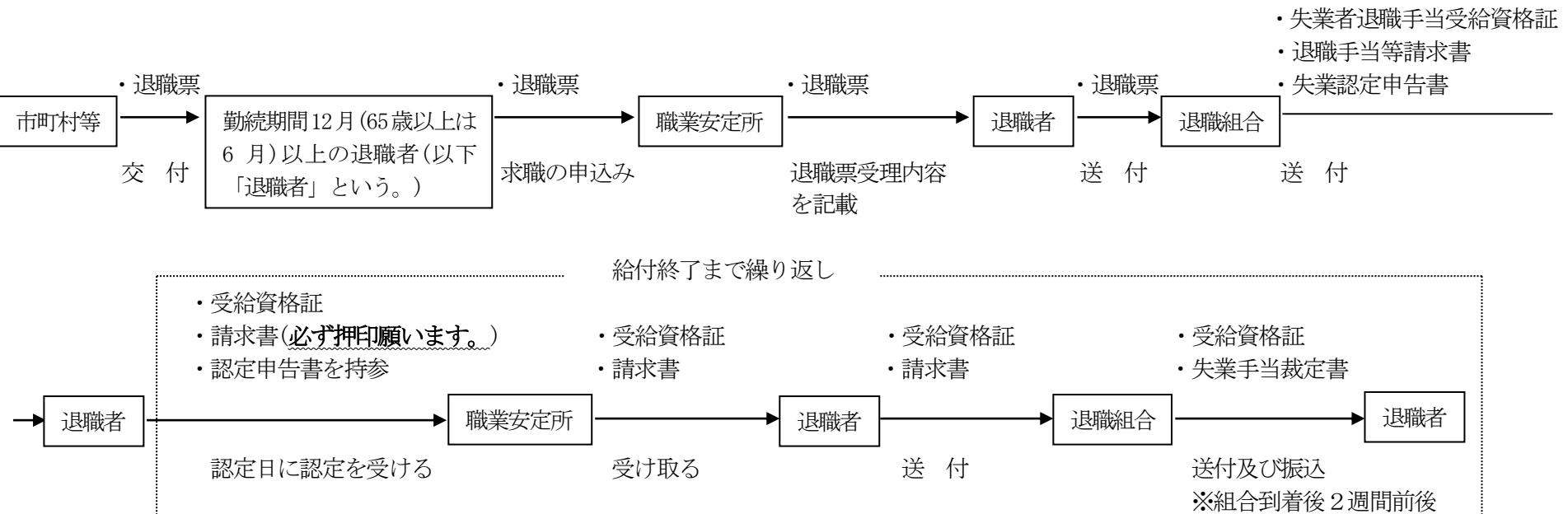
⑯退職事由

【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合が有り、適正に記入してください。】

市町村長 記載欄	退職者 記載欄	退職の事由	※ 公共職業安 定所記載欄		
<input type="checkbox"/>		1 定年又は任用期間満了によるもの (1) 定年による退職 (定年 歳) (2) 任用期間満了による退職			
<input type="checkbox"/>		2 所属市町村長からの働きかけ等によるもの (1) 懲戒免職等処分 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職 (3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分 (4) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分 (5) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分 (6) 青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例第8条の3第11項に規定する認定を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職			
<input type="checkbox"/>		3 公務上の傷病による退職			
<input checked="" type="checkbox"/>		4 職員の個人的な事情に起因する退職 (1) 勤務に耐えられない体調不良、けが等があったため (2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があつたため (3) 家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）があつたため (4) 配偶者等との別居生活が継続困難となつたため (5) 転居により通勤困難となつたため (新住所：) (6) その他 (具体的に)			
<input type="checkbox"/>		5 その他（1-4のいずれかにも該当しない場合）			
<p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">退職事由は所定給付日数及び給付制限（求職の申込後1～3か月間、基本手当を受給できない期間）の有無に影響を与える場合があるため、適正に記入すること。</p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">具体的な事情記載欄（市町村長用）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">妊娠による</td> </tr> </table>				具体的な事情記載欄（市町村長用）	妊娠による
具体的な事情記載欄（市町村長用）					
妊娠による					

失業者の退職手当（基本手當に相当する退職手当）を受給するまで

※ 勤続期間12月末満の退職者（退職手当を支給される者を除く）には在職票を交付すること。



- 注意事項
- 1 失業者の退職手当の受給は、就職したいという積極的な意思があり、かつ、いつでも就職できる能力（健康上、家庭環境上問題がなく働く状態）があり、積極的に仕事を探していても失業状態である方が対象となります。
 - 2 失業者の退職手当の受給期間は原則として退職日の翌日から1年となるため、退職票の交付を受けた場合は、速やかに職業安定所で求職の申込手続をしてください。
 - 3 基本手当に相当する退職手当は、妊娠、出産、育児、病気等により引き続いて30日以上職業に就くことができない場合には受給期間の延長を申請することができます。
 - 4 受給資格証の氏名又は住所を変更したときは、「受給資格者氏名・住所変更届」の提出が必要となりますので組合にご連絡ください。
 - 5 職業安定所にて手続した場合は、速やかに関係書類を退職組合に送付してください。

※ 組合ホームページ <https://aomori-taite.jp> からこの用紙をダウンロードし、退職票と併せて該当者に配布ください。